平成２６年（フ）第９５号
茨城県日立市本宮町１丁目９番12―102号
債務者　荒井　克介
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５３３号
埼玉県坂戸市鎌倉町15番29号　シティパレス鎌倉106号室
債務者　宮本　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３２号
岐阜県安八郡輪之内町大藪641番地
債務者　水谷千恵美（旧姓堀・櫻田）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第４８８号
神戸市北区淡河町淡河71番地
債務者　森　　千秋
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７１号
神戸市東灘区住吉台９番２―101号
債務者　森井　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９０号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番423―506号、従前の住所神戸市垂水区学が丘２丁目１番412―407号
債務者　中田　　毅
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里584番地３
債務者　沖　　恒平
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７６号
兵庫県姫路市東今宿３丁目１番１号　グリーンコーポ中塚206号室
債務者　浦田　悠加
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９１号
兵庫県姫路市花田町小川577番地１　市住８―17
債務者　嶋尾恵美子（旧姓位田）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９７号
兵庫県加古郡稲美町国安974番地の１　国安団地２棟106号
債務者　橋口　新次
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５００号
兵庫県姫路市白浜町乙874番地
債務者　渡辺工務店こと　渡邊　好広
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６４号
奈良県橿原市新口町４番地の５　グリーンハイツ松尾103号室
債務者　橋戸眞名美（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
奈良県香芝市下田東１丁目500番地１　グリーン香芝101号、前住所奈良県桜井市大字戒重290番地８
債務者　福𠮷　恵子（旧姓辻村）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８０８号
広島市安芸区船越１丁目38番２―102号
債務者　西川みゆき
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９７号
広島県東広島市八本松西５丁目５番１号　アトレ八本松102号
債務者　竹森　宏治
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９８号
広島県東広島市八本松西５丁目５番１号　アトレ八本松102号
債務者　竹森　汐里
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０７号
広島市安佐北区落合４丁目15番５―204号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２４号
広島市南区宇品神田５丁目６番17―301号
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部